

大槌町国民保護計画

平成 18 年 10 月 策定

令和 6 年 6 月 改定

大 槌 町

目 次

第1編 総則

第1章 計画の目的

1 町の責務	1
2 計画の性質	1
3 町国民保護計画の変更	1
4 町国民保護計画	1

第2章 国民保護措置に関する基本方針

1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 住民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 住民の協力	3
6 普及・啓発及び訓練の実施	3
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等	4
8 要配慮者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4

第3章 関係機関の事務又は業務の概要等

1 町の事務又は業務の概要	5
2 県の事務又は業務の概要	5
3 指定地方行政機関の事務又は業務の概要	6
4 指定公共機関並びに指定地方公共機関の事務又は業務の概要	6
5 公共団体その他防災上重要な施設の管理者の管理者	7

第4章 町の地理的、社会的特徴

1 地理的特徴	8
(1) 地形	
(2) 気候	
2 社会的特徴	8
(1) 人口と世帯等	
(2) 道路の位置	
(3) 交通機関等	

第5章 本計画が対象とする事態の類型

1 武力攻撃事態の類型	10
(1) 着上陸侵攻	
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	
(3) 弾道ミサイル攻撃	
(4) 航空攻撃	

2	緊急処理事態の類型及び対応	10
	(1) 攻撃対象施設等による分類	
	(2) 攻撃手段による分類	
第2編 平時における備え		
第1章 平時における組織・体制の整備		
1	初動体制等の整備	12
	(1) 24 時間体制の確保	
	(2) 緊急事態連絡室の設置	
	(3) 緊急事態対策室の役割	
	(4) 事態認定前における初動措置	
	(5) 災対本部への移行に要する調整	
	(6) 消防本部及び消防署における体制	
	(7) 消防団の充実・活性化の推進	
2	通信体制の整備等	13
	(1) 非常通信体制の整備	
	(2) 非常通信体制の確保	
	(3) 防災行政無線の整備	
3	関係機関との連携体制の整備	15
	(1) 県との連携	
	(2) 近接市町村との連携	
	(3) 関係機関との協定の締結等	
	(4) 自主防災組織に対する支援	
	(5) ボランティア団体等に対する支援	
第2章 国民保護措置に関する平時からの備え		
1	警報を伝達する大規模集客施設等の把握	17
	(1) 大規模集客施設等の把握	
	(2) 管理者に対する要請	
2	避難実施要領のパターンの作成	17
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	17
	(1) 運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握	
	(2) 運送経路の把握等	
4	避難施設の指定への協力	18
5	生活関連等施設の把握等	18
第3章 物資及び資材の備蓄・整備		
1	防災のための備蓄との関係	20
2	国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材	20
3	県との連携	20

第4章 国民保護に関する啓発・訓練等	
1 国民保護に関する啓発	21
(1) 啓発の方法	
(2) 防災に関する啓発との連携	
(3) 学校における教育	
(4) 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	
(5) 住民の協力に関する啓発	
(6) 町による研修	
2 訓練	22
(1) 町における訓練の実施	
(2) 訓練の形態及び項目	
(3) 訓練に当たっての留意事項	
第3編 武力攻撃事態等への対処	
第1章 町国民保護対策本部の設置等	
1 町対策本部の設置	24
(1) 町対策本部の設置の流れ	
(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等	
(3) 国民保護対策本部未設置の場合の体制の確立	
2 町対策本部の組織構成及び機能	25
(1) 職員の参集	
(2) 町対策本部の組織	
(3) 町対策本部における広報	
(4) 町現地対策本部の設置	
(5) 現地調整所の設置	
(6) 町対策本部の代替機能の確保	
(7) 町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料	
3 町対策本部長の権限	30
(1) 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整	
(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請	
(3) 情報の提供の求め	
(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め	
(5) 町教育委員会に対する措置の実施の求め	
(6) 町対策本部未設置の場合の国民保護措置の実施	
4 通信の確保	31
(1) 情報通信手段の確保	
(2) 情報通信手段の機能確認	
(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策	

第2章 関係機関相互の連携	
1 防災に関する連携体制の活用	32
2 国・県との連携	32
(1) 国・県の対策本部との連携	
(2) 国・県の現地対策本部との連携	
(3) 県への措置要請	
(4) 県に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	
(5) 県への応援の要求	
3 自衛隊との連携	32
(1) 本部員会議の出席要請	
(2) 自衛隊部隊等の派遣要請等	
4 県との連携	32
(1) 町の行うべき事務の代行	
(2) 町に対して行う応援等	
(3) 市町村による救援の実施に係る調整	
5 指定公共機関又は指定地方公共機関との連携	34
(1) 指定公共機関又は指定地方公共機関の連携	
(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等	
(3) 医療機関との連携	
(4) 日本赤十字社との連携	
6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	34
(1) 職員の派遣要請	
(2) 職員派遣のあっせん	
7 自主防災組織等に対する支援	34
(1) 自主防災組織に対する支援	
(2) ボランティア活動への支援等	
(3) 民間事業者からの協力の確保	
8 住民への協力要請	35
(1) 避難住民の誘導に必要な援助	
(2) 救援に必要な援助	
(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助	
(4) 保健衛生の確保に必要な援助	
第3章 警報の通知及び伝達	
1 武力攻撃事態等における警報の伝達等	37
(1) 警報の伝達	
(2) 警報の通知	
2 警報伝達の方法等	38
(1) 警報の内容の伝達方法	

(2) 警報伝達の体制整備	
(3) 要配慮者等への伝達	
(4) 警報の解除の伝達等	
3 緊急処理事態における警報の通知及び伝達	39
4 緊急通報の伝達及び通知	39
第4章 避難の指示等	
1 避難の指示の伝達	40
2 避難の指示	40
(1) 住民に対する避難の指示	
(2) 避難実施要領の策定	
(3) 避難実施要領の策定における考慮事項	
(4) 避難実施要領の伝達等	
3 避難住民の誘導	42
(1) 町による避難住民の誘導の実施	
(2) 病院、福祉施設等の措置	
(3) 県による避難住民の誘導の支援等	
(4) 避難住民の運送の求め等	
(5) 救援物資の運送の求め等	
(6) 住民の復帰のための措置	
第5章 救援	
1 救援の実施	45
(1) 救援の実施	
(2) 救援の補助	
2 救援の内容	45
(1) 救援の基準等	
(2) 救援における県との連携	
(3) 緊急物資の運送の求め等	
第6章 武力攻撃災害への対処	
1 生活関連等施設の安全確保等	47
(1) 武力攻撃災害への対処	
(2) 武力攻撃災害の兆候の通報	
(3) 生活関連等施設の安全確保	
(4) 危険物資等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	
2 N B C 攻撃による災害への対処	48
(1) 応急措置の実施	
(2) 関係機関との連携	
(3) 汚染原因に応じた対応	
(4) 汚染の拡大を防止するための措置	

3 武力攻撃原子力災害への対処	51
(1)放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等	
(2)住民の避難誘導	
(3)国への措置命令の要請等	
(4)モニタリングの実施	
(5)安定ヨウ素剤の服用	
(6)避難退域時検査及び簡易除染の実施	
(7)飲食物の摂取制限等	
4 応急措置等の実施	52
(1)災害拡大の防止措置	
(2)退避の指示	
5 退避の指示に伴う措置等	53
6 応急公用負担等	53
7 警戒区域の設定	54
8 消防に関する処置等	55
第7章 情報の収集・提供	
1 被災情報の収集・提供	57
(1)情報収集・連絡体制の整備	
(2)被災情報の収集及び報告	
2 安否情報の収集・提供	57
(1)安否の種類及び報告様式	
(2)安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備	
(3)安否情報の収集及び提供	
(4)県に対する報告	
(5)安否情報の照会に対する回答	
(6)日本赤十字社に対する協力	
第8章 その他の措置	
1 保健衛生の確保	61
(1)保健衛生対策	
(2)感染症予防対策	
(3)食品衛生確保対策	
(4)栄養指導対策	
(5)心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策	
2 廃棄物の処理	61
(1)廃棄物処理の特例	
(2)廃棄物処理対策	
(3)し尿処理対策	
3 動物の保護等に関する配慮	62

第9章 国民生活の安定に関する措置	
1 生活関連物資等の価格安定	63
2 避難住民等の生活安定等	63
(1) 相談窓口の設置	
(2) 被災児童生徒等に対する教育	
(3) 公的徴収金の減免等	
(4) 就労状況の把握と雇用の確保	
(5) 生活再建資金の融資等	
3 生活基盤等の確保	65
第10章 特殊標章等の交付及び管理	
1 特殊標章等	66
(1) 特殊標章	
(2) 身分証明書	
(3) 識別対象	
2 特殊標章等の交付及び管理	66
3 特殊標章等に係る普及啓発	67
第4編 復旧等	
第1章 応急の復旧	68
第2章 武力攻撃災害の復旧	
1 国における所要の法制の整備等	69
2 町が管理する施設及び設備の復旧	69
3 復旧のための各種資料等の整備等	69
第3章 財政上の措置等	
1 国民保護措置に要した費用の支弁	70
(1) 国に対する負担金の請求方法	
(2) 関係書類の保管	
2 損失補償及び損害補償	70
(1) 損失補償	
(2) 損害補償	
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	70
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	70
(1) 国民の権利利益の迅速な救済	
(2) 国民の権利利益に関する文書の保存	

用 語 の 意 義

本計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

用 語	意 義 及 び 用 法
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）を指す。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。
県	岩手県を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。
知事	岩手県知事を指す。
町	大槌町を指し、特に区別して記載していない場合は、町長及びその他の執行機関を含む。
基本指針	「国民の保護に関する基本指針」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）をいう。
県国民保護計画	岩手県の国民保護計画をいう。なお、「県計画」との表記も用いている。
町国民保護計画	大槌町の国民保護計画をいう。なお、混同するおそれのない箇所では文脈に合わせて単に「計画」又は「本計画」との表記も用いている。
武力攻撃	わが国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
町対策本部	大槌町国民保護対策本部又は大槌町緊急処理事態対策本部をいう。
県対策本部	岩手県国民保護対策本部又は岩手県緊急処理事態対策本部をいう。
国の対策本部	事態対策本部又は緊急処理事態対策本部をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあつては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法の規定に基づいて実施する国民保護法第 2 条第 3 項に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし同項第 6 号に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令（平成 15 年政令第 252 号）で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、

	輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	岩手県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療、その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するものをいう。
消防機関	市町村が消防組織法第9条の規定に基づいて設置する消防本部（消防組合を含む）、消防署及び消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。
消防本部等	市町村が単独で設置する消防本部及び2以上の市町村が共同で設置する消防組合をいう。
自主防災組織	地域住民が「自らの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する組織
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路になる地域を含む）をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者等	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者及び当該配慮を要する者のうち、武力攻撃災害等が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者をいう。
避難行動要支援者	要配慮者等のうち、武力攻撃事態等による災害発生後の避難時に特に支援が必要な者をいう。
避難行動要支援者名簿	災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。
NBC攻撃	「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）兵器による攻撃の総称
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材、その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
救援物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具、その他政令で定める物資）
特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
特定公共施設等	港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。
利用指針	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、総合的な調整を図るため、国の対策本部長が必要があると認めるときに定めるものをいう。
ダーティボム	一種の放射性物質飛散装置（RDD）。核爆弾ではない。
トリアージ	傷病者の傷病の緊急度や重症度に応じ、治療（搬送）の優先順位を決定すること
eラーニング	パソコンやコンピューターネットワークなどを利用して教育を行うこと

第 1 編 総則

第 1 章 計画の目的

わが国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府が、国際協調に基づく外交努力などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、一方では、こうした外交努力にもかかわらず、わが国の平和と国民の安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくこともまた極めて重要なことである。

大槌町（以下「町」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画について定める。

1 町の責務（法第 3 条第 2 項）

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）、その他の法令、住民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び岩手県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 計画の性質（法第11条第 1 項）

本計画は、町が実施する国民保護措置の全体像を示すものであり、具体的な運用に当たっては、必要に応じてマニュアルを作成し、現実に応じた弾力的な運用が可能となるよう努める。

また、本計画は、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのないもののうち、災害としての態様に類似性があり、自然災害と同様の措置を実施することが効果的であるものについては、「大槌町地域防災計画」等、既存の防災に関する体制を活用する。

3 町国民保護計画の変更（法第35条関係）

本計画については、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行い、より実効性の高いものとしていくものであり、見直しに当たっては、国民保護法施行令で定める軽微な変更を除き、町国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議した後、議会に報告し、公表する。

4 町国民保護計画

町の国民保護計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとされており、県の計画には町が計画を作成する際の基準となるべき事項を定めるものとする。

また、知事は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民

保護措置との整合性の確保を図るとともに、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置に関する整合性を図る。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり定める。

1 基本的人権の尊重（法第5条）

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公用令書の交付等、公正かつ適正な手続のもとに行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条）

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、あらかじめ実施体制等について検討を行い、武力攻撃事態等が発生した場合には、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 住民に対する情報提供（法第8条関係）

町は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

また、要配慮者等に対しても、確実に情報を伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

4 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条第4項）

町は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と、国民保護措置に関し、防災に関する連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等、武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平時においても相互の連携体制の整備に努める。

5 住民の協力（法第4条第3項）

町は、国民保護法の規定により、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、国民保護措置の実施のため必要があると認めたときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされている。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア活動への支援に努める。

6 普及・啓発及び訓練の実施（法第42条・第43条関係）

町は、住民に対して、国民保護法及び国民保護措置に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、訓練への参加を広く呼びかけることにより、武力攻撃災害に対し自ら備えることや地域における助け合いといった、自助・共助の意識の醸成を図るものとする。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重、その他の特別な配慮（法第7条関係）

町は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、言論、その他表現の自由及び放送の自主性、自律性について最大限尊重する。

また、町は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たっては、自ら定めた業務計画に基づき実施するとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。

8 要配慮者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条）

国民保護措置の実施に当たっては、要配慮者等に対するきめ細かな配慮が必要であり、町は、警報及び緊急通報の伝達、避難誘導、救援の実施に当たって、要配慮者等の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条）

町は、必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の概要等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の事務又は業務の概要について、以下のとおり定める。

1 町の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、住民の避難誘導、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 避難の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 県の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 指定地方行政機関の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
第二管区海上保安本部 釜石海上保安部	1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 海上における生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
東北森林管理局 三陸中部森林管理署	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
東北農政局岩手農政事務所	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
東北運輸局 岩手運輸支局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車輛の安全保安
岩手労働局 釜石労働基準監督署	1 被災者の雇用対策
東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	1 被災時における直轄国道等の公共土木施設の応急復旧

4 指定公共機関並びに指定地方公共機関の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 釜石線営業所 三陸鉄道(株) ヤマト運輸(株) 岩手主管支店 日本通運(株)釜石支店 岩手県交通(株) 釜石営業所	1 避難住民及び緊急物資の輸送 2 旅客及び貨物の輸送の確保
東日本電信電話(株) 岩手支店	1 避難施設における電話、その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
(株)NTTドコモ東北	
KDDI(株)	
ソフトバンク(株)	
東北電力ネット	1 電気の安定的な供給

ワーク(株) 釜石電力センター	
NHK盛岡放送局 釜石支局	1 災害状況及び災害対策についての放送 2 県知事からの要請に基づく災害放送 3 国民保護に関する知識の普及啓発に関すること
(株)IBC岩手放送	
(株)テレビ岩手釜石支局	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)岩手めんこいテレビ	
大槌郵便局 吉里吉里郵便局	1 郵便物の送達の確保等
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

5 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の概要
漁業協同組合 農業協同組合 森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施 2 農林水産関係の県、町の実施する被害調査、応急対策に対する協力 3 被災農林漁家に対する仮医師及び融資のあっせん 4 被災農林漁家に対する肥料、飼料、その他資材の確保及びあっせん
商工会	1 武力攻撃災害時における物価安定についての協力 2 救助用、復旧用物資の確保についての協力
一般病院・診療所	1 収容患者に対する武力攻撃災害時の避難体制の確保 2 武力攻撃災害時における負傷者等の収容保護及び医療救護
一般運送事業者	1 武力攻撃災害時における緊急輸送
青年婦人団体等	1 武力攻撃災害時における奉仕活動協力
危険物関係施設の 管理者	1 武力攻撃災害時における危険物の保安措置

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について、以下のとおり定める。

1 地理的特徴

(1) 地形

本町は、岩手県東端、陸中海岸国立公園のほぼ中央に位置し、南は釜石市、西は遠野市及び宮古市、北は山田町に接している、北上高地が南北にのび、これにより発する支脈が他市町村との境をなし、東に伸びて海に迫り、典型的なリアス海岸を形成している。これらの山麓は耕地となっているが、狭隘で溪谷が多く傾斜地である。この溪谷から発する大槌川と小槌川は、これらの耕地の間をぬって、東流して大槌湾へと注いでいる。

町の総面積200.42平方キロメートルのうち山林原野が、181.04平方キロメートルで約90パーセントを占めている。

(2) 気候

岩手県の気象は、北上高地と奥羽山脈により地形が分断され、さらに南北に長い地域によってかなりの差異がある。北上高地を背にした当町は、海洋性の気候のため寒暖の差が少なく、四季を通じて温暖で、また、雨量は夏から冬にかけて多く、積雪量は少ない気象を示している。

2 社会的特徴

(1) 人口と世帯等

当町の人口は、昭和55年（1980）に21,292人とピークに達し、昭和60年（1985）には、20,258人となり、以後徐々に減少傾向をたどり、平成2年（1990）には、19,074人と2万人を割り、令和5年12月末（2023）現在で10,768人と、ピーク時の43年前より10,584人少なくなっている。

一方世帯数は、昭和55年の5,605世帯に対して、昭和60年には5,684世帯と増加し、平成2年に5,720世帯で、その後も増加していたが、平成23年に発生した東日本大震災の影響を受け、令和6年3月末現在では5,233世帯となっており、世帯数が減少している。

年齢別人口の動向は、昭和55年の総人口21,292人に対する65歳以上人口は1,939人（男性822人、女性1,117人）で、人口比率は9.1パーセントだったが、令和5年現在現在の総人口10,594人に対する65歳以上人口は4,240人で、人口比率は39.6パーセントに達し、高齢化が進んでいる。

(2) 道路の位置

当町は、東西約23キロメートル、南北約20キロメートルで、東側のリアス海岸に接した距離に比べ、町を横断する大槌川上流の内陸部に向けて、奥行の深い地形となっている。

海岸線に沿って国道45号線と三陸鉄道がほぼ平行に走り、国道45号線は、南は釜石市から大船渡市へ、北は下閉伊郡山田町を通り、宮古市と結ばれている。

また、沿岸と内陸を結ぶ重要な幹線として、主要地方道大槌小国線が市街地を形成する大槌川流域に沿って走っている。

(3) 交通機関等

東北新幹線と東北自動車道の最寄りの拠点花巻市へは、釜石からＪＲ釜石線と東北横断自動車道釜石秋田道路及び国道283号（道路距離約90キロメートル）が平行して走り、一方、宮古から盛岡市を結ぶＪＲ山田線と国道106号線（道路距離約110キロメートル）が幹線道路網となっている。

大槌漁港は、江戸時代、特産物として珍重された「南部鼻曲がり鮭」等の海産物の江戸交易により開港して以来、本港は物資流通の中心地として栄えた。昭和26年度から継続して修築事業による漁港整備が進められ、特に大規模な施設用地の造成に伴う魚市場や加工場等が整備され、当町の流通加工拠点港となっている。

第5章 本計画が対象とする事態の類型

1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なるものの、国の定める基本指針によれば、以下の4つの類型が想定されている。

(1) 着上陸侵攻

他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土へ海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させ、侵攻する事態であり、通常、着上陸侵攻においては、その他の攻撃が併用されることが考えられる。

一般的に攻撃は広範囲かつ長期間になることが想定されるが、予測可能であることから事前の準備により、広域避難を行うことが想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、着上陸侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超える各種の不正規型の武力攻撃（政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム等の重要施設の破壊、人員に対する襲撃等）を行う事態であり、予測困難で突発的に発生することが想定される。

一般的に被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるが、攻撃目標となる施設（原子力施設等）やNBC兵器の使用によっては、広域避難の必要も考えられる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態である。

発射の兆候を事前に察知した場合においても、攻撃目標を特定することは極めて困難であり、しかも、極めて短時間に着弾することから、迅速な情報伝達体制等が必要である。

弾頭は、通常弾頭、NBC弾頭が想定されるが、着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類によって被害の様相は大きく異なることが想定される。

(4) 航空攻撃

着上陸侵攻に先立ち、あるいは着上陸侵攻の間、航空機による反復攻撃が想定される。兆候の察知は比較的容易であるが、対応の時間は少なく、攻撃目標の特定も困難である。

広範囲にわたり被害が発生するが、精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもある。

2 緊急処理事態の類型及び対応（法第183条関係）

武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急処理事態とし、緊急対処保護措置を講ずることとしている。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の

事態が想定されるため、町は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 原子力事業所等の破壊
 - イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - ウ 危険物積載船への攻撃
 - エ ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
 - イ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - エ 水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - イ 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平時における備え

第1章 平時における組織・体制の整備

1 初動体制等の整備

町は、原因の明らかではない被害が発生した場合においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急措置を行っていくことが極めて重要となることから、政府による武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階における町の初動体制について、以下のとおり定める。

(1) 24時間体制の確保

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び防災対策課に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保するとともにその充実を図り、住民からの通報、県からの連絡、その他の情報により、職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を防災対策課を通じて町長に報告する。

(2) 緊急事態連絡室の設置

町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、町対策本部員のうち、防災対策課長など、事案発生時の危機管理に不可欠な要員により構成する。

【町の体制及び職員の参集基準等】

配備体制	配備基準	配備職員の範囲
警戒配備体制	大規模な事故、事件等により、相当規模の災害発生のおそれがあると認められる場合	防災対策課及び総務課職員
非常配備体制	①大規模な事故、事件等により、相当規模の災害が発生した場合 ②大規模な事故、事件等により、対策本部のすべての組織、機能をあげて対策を講ずる必要があると認められる場合	全職員

(3) 緊急事態連絡室の役割

「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県、消防本部、警察及び海上保安部等に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(4) 事態認定前における初動措置

町は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域または消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、岩手県警察本部及び関係各警察署と緊密な連携を図る。

(5) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

(6) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、町における参集基準等と同様に、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における町との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(7) 消防団の充実・活性化の推進

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

2 通信体制の整備等

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された東北地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信体制を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

① 施設・整備面

ア 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、消防防災無線等を中心に、総合行政ネットワーク（LGWAN）、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。

イ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

ウ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

エ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

オ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集され、県対策本部等に伝送された映像を受信するシステムの構築に努める。

カ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

② 運用面

ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平時から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等の非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

キ 住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、防災ラジオ等を活用するとともに、避難行動要支援者等及びその他通常の手段では情報を得ることが困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線に必要な保守点検を行い、情報発信体制を確保する。

3 関係機関との連携体制の整備

(1) 県との連携

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握し、定期的に更新するとともに、警報の内容、避難経路や輸送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

また、県との国民保護計画の協議を通じて、県が行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(2) 近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先等に関する最新の情報を常に把握するとともに、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

また、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取り組みに支援を行うとともに、民間企業

の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(4) 自主防災組織に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知や自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(5) ボランティア団体等に対する支援

町は、防災に関する連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第2章 国民保護措置に関する平時からの備え

国民保護措置の実施のため必要な情報の収集等に関して必要な事項について、以下のとおり定める。
町は、これらの情報の蓄積及び更新に努めるとともに、関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

1 警報を伝達する大規模集客施設等の把握

(1) 大規模集客施設等の把握

町は、県から警報の通知を受けたときに迅速に警報の伝達を行うため、町内に所在する学校、病院、駅、大型商業施設、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設について、あらかじめ県との役割分担も考慮してその把握に努める。

(2) 管理者に対する要請

町は、町内に所在する学校、病院、駅、大型商業施設、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等への対応に準じて既存のマニュアル等を活用しつつ、警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うために必要となる措置について定めるよう要請する。

この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めるとされていることに留意する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁や県が作成するモデル避難実施要領等を参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する当該市町村の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報を共有する。

① 輸送力に関する情報

- ア 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、タクシー、船舶、飛行機等）の数、定員など
- イ 運送事業者の本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

② 輸送施設に関する情報

- ア 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）

- イ 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ウ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- エ ヘリポート（ヘリポート名、面積、管理者の連絡先など）

（2）運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

4 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、連携して住民に周知する。

5 生活関連等施設の把握等

町は、町内に所在する生活関連等施設について把握し、情報を共有するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、町は、安全確保の留意点についてに基づき、自己が管理する生活関連等施設における安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

【生活関連等施設及び危険物質等の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行例	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条 生活関連 等施設	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省・農林水産省
第28条 危険物質 等	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会

7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
8号	毒薬、劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省・農林水産省
9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
11号	毒性物質	経済産業省

第3章 物資及び資材の備蓄・整備

町は、食料や生活必需品等、必要な物資の公的備蓄の充実及び飲料水の供給体制の確立、管理する防災資機材等の点検、整備に努める。

さらに、防災における生産・流通・保管事業者等と物資調達に関する既存の協定を見直すなど、流通備蓄を利用し調達ルートを多様化することにより、必要な物資、資材の確保に努める。

また、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があることから、自然災害と同様、住民自ら備えていくことが期待される。

1 防災のための備蓄との関係（法第142条・第146条）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備える物資及び資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材（法第145条）

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携し対応する。

3 県との連携（法第144条）

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応するとともに、武力攻撃災害において備蓄する物資又は資材が不足したときは、知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

第4章 国民保護に関する啓発・訓練等

武力攻撃災害による被害を最小限にとどめるためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

また、町の職員並びに消防団員や自主防災組織のリーダーは、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、訓練を通じて武力攻撃事態等における対応力の向上に努める必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、国民保護に関する知識や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について、また、町が実施する研修及び訓練について、以下のとおり定める。

1 国民保護に関する啓発（法第43条関係）

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、要配慮等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発等と連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町及び町教育委員会は、県及び県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、所管する学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

(4) 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等について、国が作成する各種資料（「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

さらに、町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

住民への周知が必要な事項は、概ね次のとおりとする。

- ① 警報や避難指示等の伝達方法
- ② 警報に係るサイレン音の意味
- ③ 武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務
- ④ 不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等

- ⑤ 弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき行動
- ⑥ 特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止

(5) 住民の協力に関する啓発

町は、武力攻撃事態等が発生した場合、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、住民の自発的な意思により協力を求める必要があるものについて、その内容や方法等の啓発に努める。

(6) 町による研修

町は、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等、国の研修機関や外部有識者等を有効に活用し、広く職員の研修する機会を確保する。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニング等を活用するなど多様な方法により研修を行う。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施（法第42条第1項）

町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対応力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の通知・伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項（法第42条関係）

① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

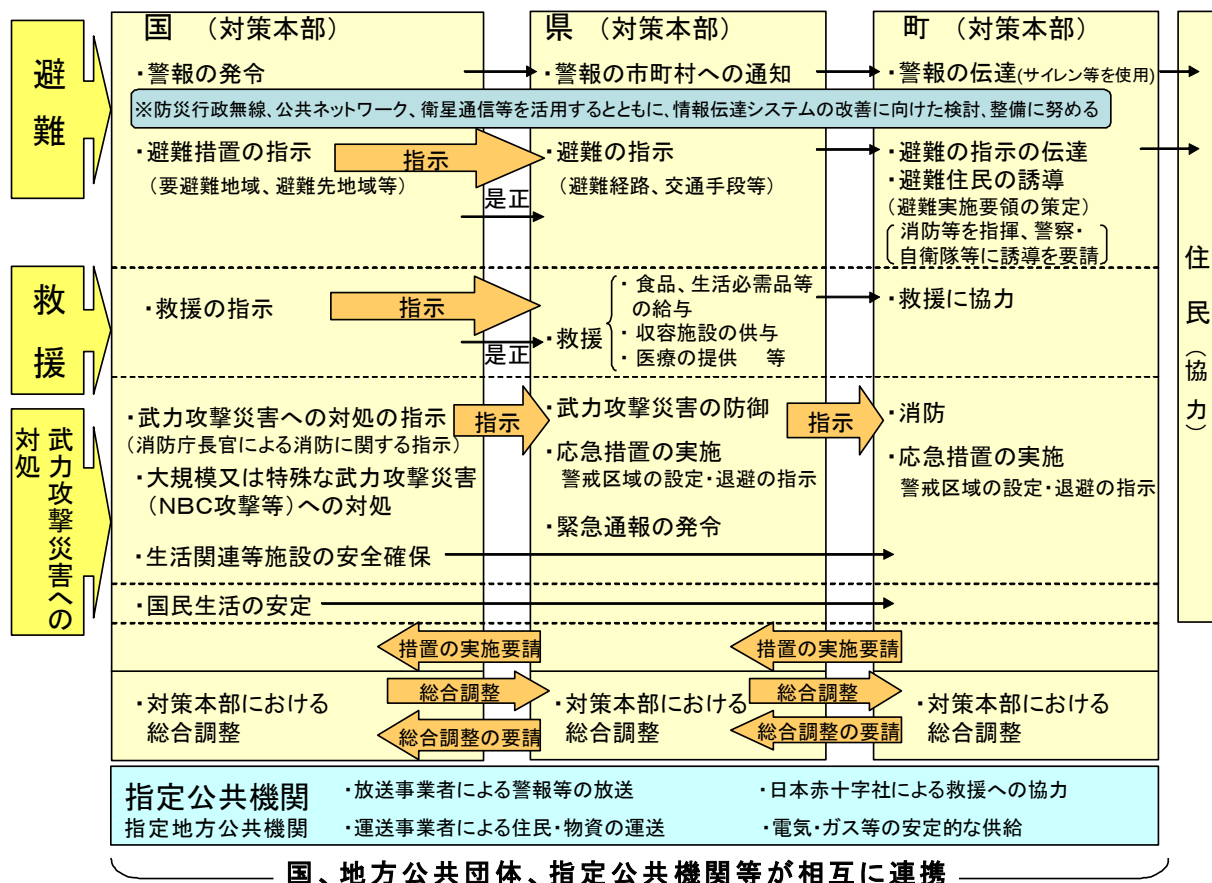
② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織等の協力を求めるとともに、特に避難行動要支援者への的確な対応が図られるよう留

意する。

- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求めるなど、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、課題等を明らかにし、国民保護計画やマニュアル等の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

第3編 武力攻撃事態等への対処

国民の保護に関する措置の仕組み



第1章 町国民保護対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置（法第27条第1項）

(1) 町対策本部の設置の流れ

① 町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

② 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。

町長は、町対策本部を設置したときは、県及び町議会並びに関係機関等に町対策本部を設置した旨を連絡する。

③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

防災対策課長は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

④ 町対策本部の開設

防災対策課長は、町役場庁舎に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等、必要な準備を行う。

⑤ 町対策本部の廃止（法第30条）

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止し、その旨を設置時と同様に通知する。

(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等（法第26条第2項）

町長は、町が町対策本部を設置すべき町として指定されていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めた場合は、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町としての指定を行うよう要請する。

(3) 国民保護対策本部未設置の場合の体制の確立

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、町に対して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、当該事案発生時において町緊急事態対策室を設置し、当該武力攻撃事態等に関する情報収集、情報提供等を行う。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築できるよう準備する。

2 町対策本部の組織構成及び機能（法第41条関係）

(1) 職員の参集

① 職員への連絡手段の確保

町の幹部職員及び防災対策課長は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

② 職員の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び防災対策課長が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等

を想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】

名 称		代替職員（第 1 順位）	代替職員（第 2 順位）
町対策本部長	町長	副町長	教育長
町対策副本部長	副町長	教育長	総務課長
町対策本部員	課室長	課長補佐	係長等

③ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(2) 町対策本部の組織

① 組織

本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

ア 部

イ 町対策本部長の補佐機能

ウ 現地対策本部

② 分掌事務

部	主な分掌事務
本部運営部 (防災対策課)	・町国民保護対策本部に関すること ・関係機関との連絡・調整に関すること ・避難実施要領の策定・指示に関すること ・情報の収集、報告に関すること ・防災行政無線等の通信に関すること ・警戒区域の設定及び立入り制限等に関すること
施設部 (協働地域づくり推進課長)	・避難所開設に関すること ・避難住民の受入れに関すること
総務部 (総務課)	・対策本部の庶務に関すること ・特殊標章等の交付に関すること ・職員の安否確認に関すること

	・通信（機材含む）の確保に関すること ・報道対応及び報道機関との連絡調整に関すること ・被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等、対外的な広報活動 ・町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理 ・その他、他部に属さない事項
企画部 (企画財政課)	・緊急輸送体制及び輸送車両に関すること ・町有車両に関すること ・町有財産に関すること ・その他、本部長から示された事項
調査部 (税務会計課)	・被害情報の調査・取り纏めに関すること ・応急業務の出納に関すること。 ・その他、本部長から示された事項
町民部 (町民課)	・町民の安否確認情報の収集に関すること ・生活必需物資の調達及び配分に関すること ・食料の調達に関すること ・廃棄物処理に関すること ・救援物資受入れに関すること ・遺体の処理及び埋葬の調整に関すること
福祉部 (健康福祉課、長寿社会課)	・救護班の編成及び救護所の設置に関すること ・要配慮者の安否確認に関すること ・避難行動要支援者の輸送及び看護に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・災害ボランティアの受入れに関すること ・その他、本部長から示された事項
産業部 (産業振興課)	・観光客対策に関すること ・その他、本部長から示された事項
土木部 (地域整備課)	・道路施設の保全に関すること ・道路、河川、橋梁等の被害調査及び障害物除去に関すること

③ 町対策本部長の補佐機能

部名称	班名称	機能
本部運営部	統括班	・町対策本部会議の運営に関する事項 ・情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
	対策班	・町が行う国民保護措置に関する調整 ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入れ等、

		広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
	情報通信班	・以下の情報に関する国、県、他の市町村等、関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○被災情報、○避難や救援の実施状況、○災害への対応状況、○安否情報、 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 ・町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・通信回線や通信機器の確保
総務部	広報班	・被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等、対外的な広報活動
	庶務班	・町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理 ・町対策本部員の食料の調達等、庶務に関する事項

(3) 町対策本部における広報

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

町対策本部における広報体制は、次のとおりとする。

① 広報責任者の配置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を配置する。

② 広報手段

広報誌、記者会見、記者発表、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか、様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することがないよう迅速に対応すること。
- 町対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、町対策本部長自ら記者会見を行うこと。
- 県と連携した広報体制を構築すること。

(4) 町現地対策本部の設置（法第28条第8項）

町対策本部長は、避難住民の数が多地域等において、県対策本部や指定公共機関及び指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、町対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、町現地対策本部を設置する。町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員、その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

町対策本部長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（町、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

(6) 町対策本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災し、町対策本部を町役場庁舎内に設置できない場合は、事態時の状況に応じ、町対策本部の設置場所を指定する。

また、町区域を超える避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、避難地域を管轄する市町村長と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(7) 町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

町は、的確かつ迅速に国民保護措置を行うことができるよう、必要な基礎的資料を準備する。

① 住宅地図及び管内図

（※ 地形の起伏や河川の位置等の地形的な状況等が明らかなもの）

② 区域内の人口分布（世帯数、昼夜別の人口のデータ等）

③ 区域内の道路網のリスト

（※ 避難経路として想定される国道、県道、町道等の道路のリスト等）

④ 輸送力のリスト

（※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ等）

（※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ等）

⑤ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）

（※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト等）

⑥ 備蓄物資、調達可能物資のリスト

（※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト、特に、大量の食品や飲料水等の生活必需品の供給が行えるよう物資の流通網を把握、仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業者のリスト等）

⑦ 生活関連等施設等のリスト

（※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）

⑧ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

（※ 特に、地図や各種のデータ等は、町対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。）

⑨ 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト（特に、災害時要援護者を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等）

⑩ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧

（※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）

⑪ 消防機関のリスト

(※ 消防本部、消防署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)

(※ 消防機関の装備資機材のリスト)

⑫ 避難行動要支援者名簿

3 町対策本部長の権限

町対策本部長は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法第29条第5項）

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めたときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請（法第29条第6項）

町対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め（法第29条第8項）

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めたときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法第29条第9項）

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 町教育委員会に対する措置の実施の求め（法第29条第10項）

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(6) 町対策本部未設置の場合の国民保護措置の実施（法第29条第11項）

町長は、町対策本部が設置されていない場合でも、避難、救援等の初動対応が迫られるような

緊急の場合には、緊急事態連絡室で、必要な限度において、国民の保護のための措置を実施する。

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第2章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を実施するに当たり、県、他市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制のあり方について、以下のとおり定める。

1 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

2 国・県との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県対策本部及び国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において、町は、原則として県を通じ、各種の調整や情報共有を行う。

また、町長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合においても、町は、所要の協力を行うものとする。

(3) 県への措置要請（法第16条第4項）

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めたときは、県に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(4) 県に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法第16条第5項）

町は、町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めたときは、県に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(5) 県への応援の要求（法第18条第1項）

町は、必要があると認めたときは、県に対し応援を求める。この場合において、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 自衛隊との連携

(1) 本部員会議への出席要請

町対策本部長は、連絡調整等を行う必要があると認める場合には、派遣部隊に対して、町対策本部会議への出席を要請する。

(2) 自衛隊の部隊等の派遣要請等（法第20条関係）

① 町長は、町内区域内に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該町の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

② 出動部隊等との連携

③ 国民保護派遣に関し、本計画に定めのないものについては、町地域防災計画 第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」の例によるところとする。

4 県との連携

(1) 町の行うべき事務の代行（法 14 関係）

① 知事は、町がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平時からの調整を踏まえ、当該町長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

② 知事は、町長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(2) 町に対して行う応援等（法 18）

知事は、町長から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあったときは、応援に応ずるだけの余力がない場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(3) 市町村による救援の実施に係る調整

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができることから、あらかじめ、町長が行う救援に関する措置の内容、地域等における役割分担について調整する。

町長は、知事との調整の結果、町長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

5 指定公共機関又は指定地方公共機関との連携

(1) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請（法第21条第3項）

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めたときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な措置を要請する。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等

をできる限り具体的に明らかにする。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法第21条第2項）

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(3) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平時からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(4) 日本赤十字社との連携

町長は、救援に係る事務の委託を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（法第151条・第152条・第153条関係）

(1) 職員の派遣要請

町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 職員派遣のあつせん

町は、前項の職員の派遣要請を行うときは県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あつせんを求める。

7 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

町は、自主防災組織による警報の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報

の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進するとともに、協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認めた場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請することができる。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導に必要な援助（法第70条）

避難住民の誘導を行う者は、必要があると認めた場合には、避難住民等に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。

なお、避難住民の復帰のための措置についても同様に協力を要請する。

(2) 救援に必要な援助

町長若しくは町職員は、必要があると認めたときは、救援を必要とする避難住民及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助（法第115条第1項）

町長若しくは消防吏員、その他の町の職員等は、町の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、町内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【必要な援助の例】

- ① 消火のための水を運搬すること
- ② 救出された負傷者を病院に搬送するため車両を運転すること
- ③ 被災者の救助のための資機材を提供すること など

(4) 保健衛生の確保に必要な援助（法第123条）

町長若しくは町の職員は、武力攻撃災害の発生により町の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、町内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【必要な援助の例】

- ① 健康診断の実施
- ② 感染症の動向調査の実施
- ③ 水道の検査の実施
- ④ 感染症予防活動の実施
- ⑤ 被災者の健康維持活動の実施

第3章 警報の通知及び伝達

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

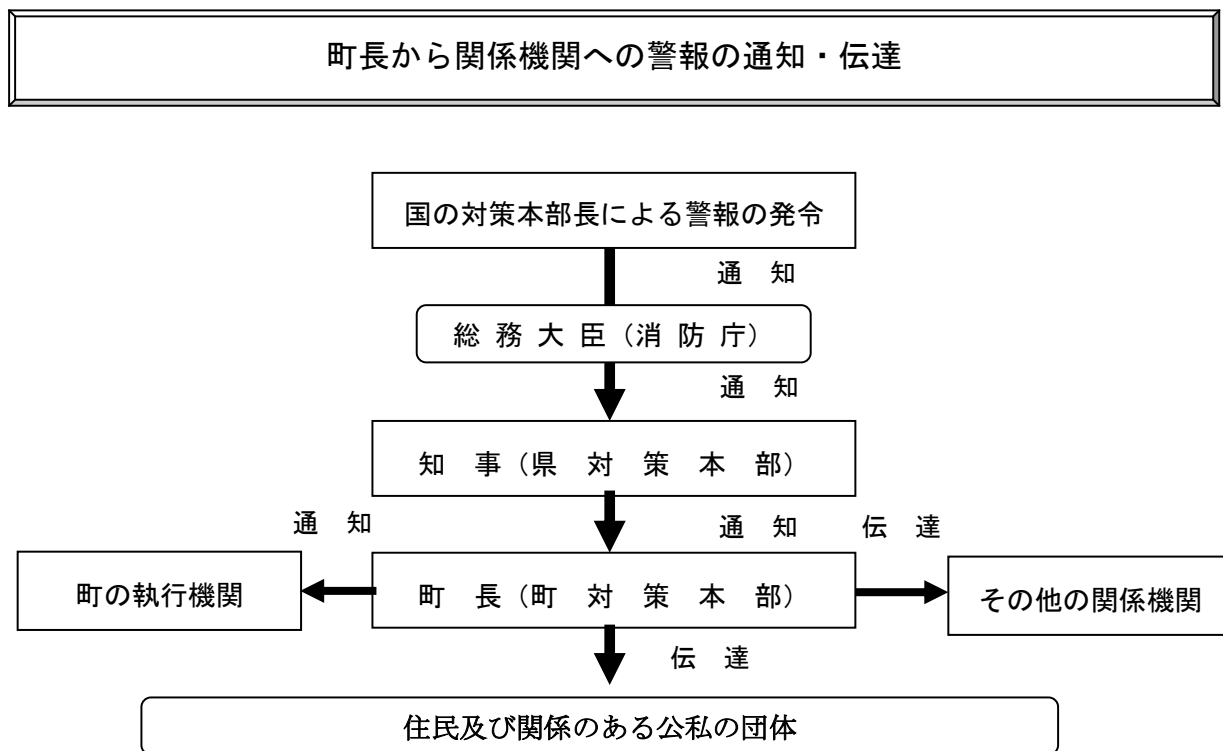
1 武力攻撃事態等における警報の伝達等

(1) 警報の伝達（法第47条・第51条）

町は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、病院、学校など）に伝達する。

(2) 警報の通知

町は、町の執行機関、その他の関係機関（教育委員会、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。



※ 町のホームページに警報の内容を掲載

※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器等を活用することなどにより行う。

2 警報伝達の方法等

(1) 警報の内容の伝達方法（法第47条第2項）

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

①「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

②「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、消防団による伝達、自主防災組織や自治会等への協力依頼などの、防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討・活用する。

(2) 警報伝達の体制整備

町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防機関は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平時における地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 要配慮者等への伝達

警報の伝達においては、要配慮者等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、難避行動要支援者等について、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するとともに、防災・福祉部局との連携のもとで難避行動要支援者名簿を活用するなど、特にも、避難行動要支援者並びに避難支援等関係者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達等

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

3 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者等に対し、通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて行う。

4 緊急通報の伝達及び通知（法第100条第2項）

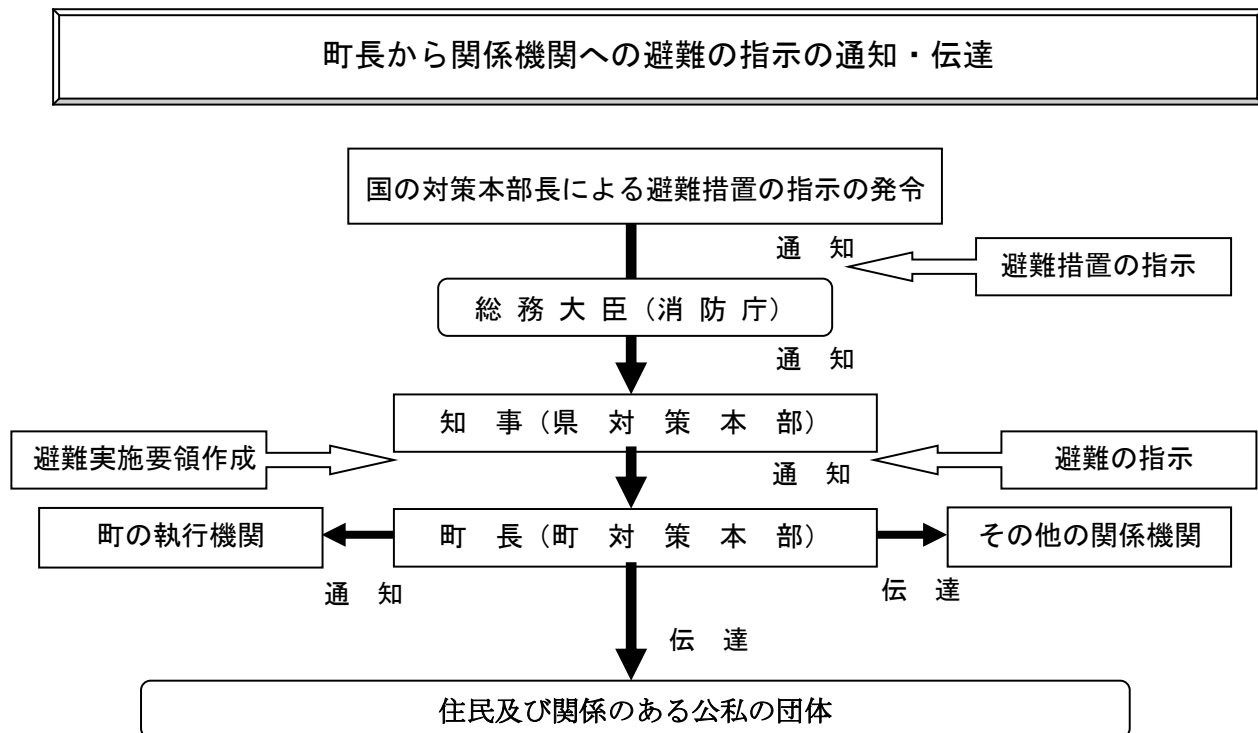
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第4章 避難の指示等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達（法第54条第4項）

町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。



※ 町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記の通知・伝達を行う。

2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示

町長は、警報の伝達に準じ、各世帯等に避難の指示の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとし、要配慮者等 に対する伝達にも配慮するものとする。

また、警察においても、警報の伝達に準じ、町と協力して、避難の指示の内容を的確かつ迅速に伝達する。

(2) 避難実施要領の策定（法第61条第1項）

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、知事、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定し、住民及び関係公共団体に伝達するとともに、関係機関に通知するものとする。

避難実施要領に定める事項（法定事項）は、次のとおりである。

① 避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項

- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

また、避難実施要領の項目は、次のとおりとする。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 町職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 避難行動要支援者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

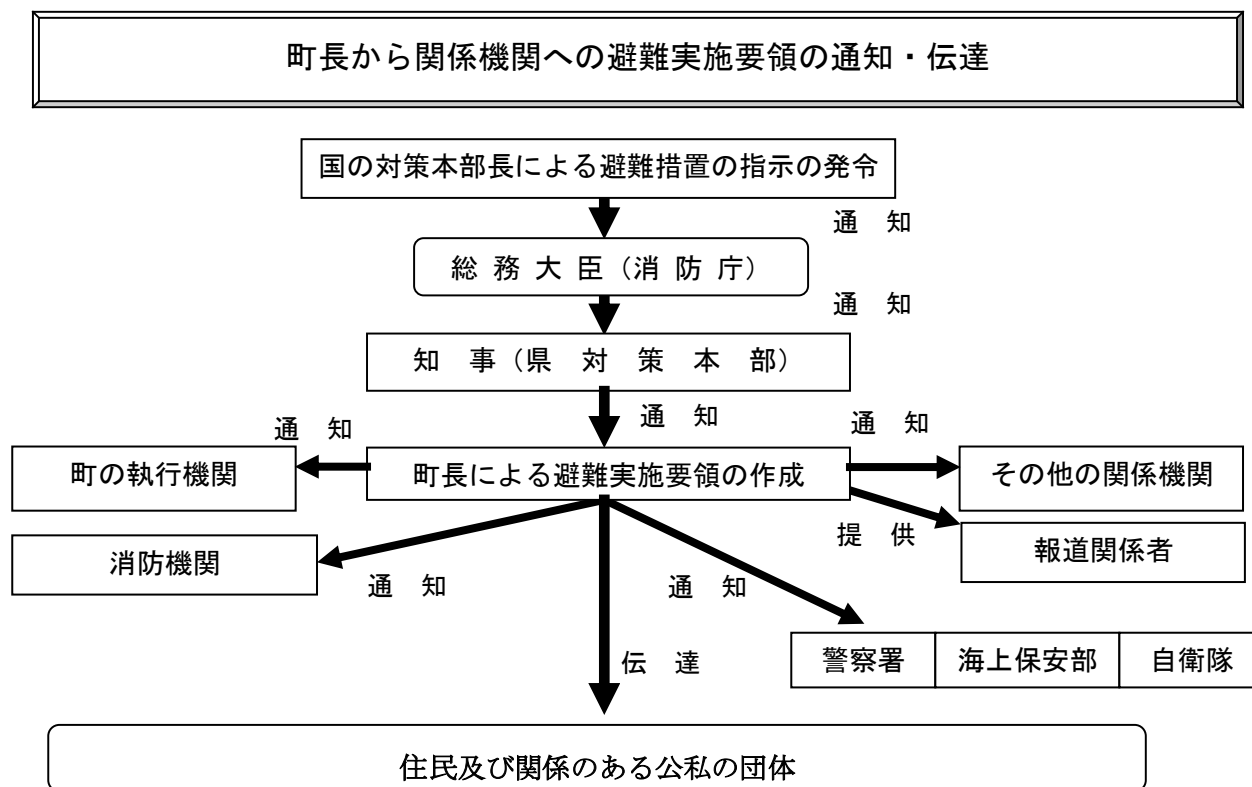
- ① 避難の指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態の決定)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、関係運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定 (個別避難計画、避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路の設定、交通規制 (警察との調整、道路管理者との連絡)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 避難実施要領の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の執行機関、町の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊岩手地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を速やかに提供する。



3 避難住民の誘導の実施

(1) 町による避難住民の誘導の実施（法第62条・第63条・第66条）

町長は、避難実施要領を定め、町職員を指揮するとともに、釜石大槌地区行政事務組合消防本部管理者（以下「組合管理者」という。）と協力して住民の避難誘導を行い、必要があると認めるときには、警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（国民保護法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。以下同じ。）の長に対し、警察官、海上保安官、自衛官による住民の避難誘導を行うよう要請するものとする。

また、町長は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況、その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないように配慮するものとする。

なお、避難誘導を行う者は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、危険な事態の発生のおそれが認められた時点で、危険行為を行う者等に対して、警告又は指示を行うことができる。

【危険行為を伴う者の例】

- ① 避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者
- ② 避難の流れに逆行する者

(2) 病院、福祉施設等の措置（法第 65 条）

病院、診療所、助産所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校など、自ら避難することが困難な者が滞在し、又は利用している施設の管理者は、避難が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 県による避難住民の誘導の支援等

① 町長の避難実施要領策定支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし、市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう必要な意見を述べる。

また、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な輸送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

② 町長による避難誘導の状況の把握

町長は、避難実施要領の策定後においては、避難住民の誘導が避難実施要領にしたがって適切に行われているかについて確認し、知事に報告する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村長の要請に基づく所要の措置を講ずる。

③ 町長による避難住民の誘導への支援や補助

町長は、避難住民の誘導状況を把握したうえで、必要と判断する場合には、食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。

特に、町長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を知事に要請する。

(4) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めたときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長にその旨を通知する。

① 町による避難住民の運送の求め（法第 71 条第 1 項）

町長又は知事は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送の求めを行う。

② 指定公共機関及び指定地方公共機関による避難住民の輸送の実施（法第 71 条第 2 項）

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の輸送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。

③ 避難住民の運送の求めに係る調整

町長又は知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

(5) 緊急物資の運送の求め等（法第 79 条）

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材の運送を求めることができる。

(6) 住民の復帰のための措置（法第69条）

町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

第5章 救 援

町は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施するため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施（法第76条）

（1）救援の実施

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

なお、町の行う救援の活動内容や県との役割分担について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の搜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（2）救援の補助

町長は、町長が行うとされている救援事務以外の県が行う救援事務について補助するものとする。

2 救援の内容

（1）救援の基準等

町長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

（2）救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平時において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施

する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

なお、町長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(3) 緊急物資の運送の求め等

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 民間からの救援物資の受入れ等

町は、関係機関等の協力を得ながら、避難住民等が受入れを希望する救援物資を把握し、その内容のリスト及び送り先を町対策本部及び県対策本部を通じて公表する。

また、住民、企業等から送られた救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

第6章 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保等

(1) 武力攻撃災害への対処（法第97条）

町長は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

その際、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のために必要な措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報（法第98条）

① 消防吏員等への通報

武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を町長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官（以下「消防吏員等」という。）に通報する。

② 町長による知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

(3) 生活関連等施設の安全確保（法第102条）

① 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

② 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めたときも、同様とする。

③ 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関、その他の行政

機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法第103条）

① 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めたときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置は、次のとおりである。

【対 象】

ア 消防本部等所在町の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

イ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措 置】

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

② 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めたときは、警備の強化を求めるほか、前項【措置】のアからウの各措置を講ずるために必要があると認めた場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

2 N B C 攻撃による災害への対処

(1) 応急措置の実施

町長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

町長は、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、軽減することが困難であると認めたときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(2) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を派遣し）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(3) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

核攻撃の場合、核爆発によって熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、構造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。次に残留放射線（中性子誘導放射能及び放射性降下物）によって外部被ばく、内部被ばくによる放射能障害などの被害をもたらす。特に、放射性降下物（放射能をもった灰）は風下方向に拡散、降下して広範囲の地域に被害を拡大させる。

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

② 生物剤による攻撃の場合

生物剤は、人や動物を殺傷したり植物を枯らしたりすることなどを目的とした細菌やウイルスなどの微生物及び細菌や動植物などが作り出す毒素のことをいい、人に知られることなく散布することが可能である。また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に二次感染により被害が拡大している可能性がある。

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、ワクチン接種を行ったうえで感染症法の枠組みにしたがい、患者の輸送を行うとともに、国及び県の指示のもとで、サーベイランスにより汚染範囲の把握及び感染源関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

化学剤はその特性により、神経剤、びらん剤、血液剤、窒息剤などに分類される。一般に地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、例えば、サリン等の神経剤は空気より重いいため、下をほうように広がるなど、その性質は化学剤の種類によって異なる。

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定と予測、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(4) 汚染の拡大を防止するための措置

ア 町長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し移動の制限、移動の禁止、廃棄を命ずる。
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し使用の制限又は禁止、給水の制限又は禁止を命ずる。
3 号	死体	(死体の発生場所に所在する人)：移動の制限、移動の禁止を命ずる。
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	(指定地方行政機関の長等又は知事自ら)：廃棄
5 号	建物	立入りの制限、立入りの禁止、封鎖
6 号	場所	交通の制限、交通の遮断

イ 町長、知事若しくは消防長又は県警察本部長は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知するものとする。

- ① 当該措置を講ずる旨
- ② 当該措置を講ずる理由
- ③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中の第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- ④ 当該措置を講ずる時期
- ⑤ 当該措置の内容

ウ 町長、知事若しくは消防長又は県警察本部長は、上記表中の第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の事項を掲示するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、措置に当たる職員が現場で指示を行うものとする。

- ① 当該措置を講ずる旨
- ② 当該措置を講ずる理由
- ③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体
- ④ 当該措置を講ずる時期

⑤ 当該措置の内容

エ 町長、知事若しくは消防長又は県警察本部長は、当該措置を講ずるため必要があると認めるときは、措置に当たる職員等に他人の土地、建物、その他の工作物又は船舶若しくは航空機に立ち入らせるものとする。

なお、措置に当たる職員等に、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知し、立入りに際しては、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示するものとする。

3 武力攻撃原子力災害への対処

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

① 町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を管轄する消防機関に連絡する。

② 町長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会並びに知事に通報する。

③ 町長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

④ 町長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を管轄する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(2) 住民の避難誘導

① 町長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、住民の避難誘導を行う。この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて適切に行う。

② 町長は、知事を通じて得られた原子力事業者からの通報内容及び隣接県の知事からのモニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、町地域防災計画（原子力災害対策編）の例により、地域の住民に対し、退避の指示などの応急措置を講じ、その旨を知事に通知する。

(3) 国への措置命令の要請等

町長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めたときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命ずるよう知事が要請するよう求める。

(4) モニタリングの実施

町によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(5) 安定ヨウ素剤の配布

町長は、避難又は一時移転（防災基本計画（原子力災害対策編）の一時移転をいう。）の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び町地域防災計画（原子力災害対策編）第3章第7節「医療・保健計画」の定め例により行うものとする。

(6) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

町長は避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置を講ずる。

(7) 飲食物の摂取制限等

町長は必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置を講ずる。

4 応急措置等の実施

町及び県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、応急措置を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

(1) 災害拡大の防止措置（法第111条）

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者等に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置を行うことを指示するものとする。

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら指示をする。

警察署長は、町長又は知事から要請があったときは、必要な措置を行うことを指示する。

【武力攻撃災害が発生するおそれがあるとして認められる設備又は物件の例】

設備：危険物貯蔵施設、火薬庫、堅固出ない橋梁、高い煙突、広告塔等

物件：材木、危険物、毒劇物等

【必要な措置の例】

補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等の措置

(2) 退避の指示（法第112条）

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避（屋内への退避を含む。以下同じ。）の指示を行い、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら退避の指示を行い、直ちにその旨を町長へ通知する。

警察官は、町長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又は要請があったときは、退避の指示を行う。

知事(県職員を含む。)、町長(町職員を含む。)、警察官及び海上保安官が、退避の指示をすることができないと認める場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が退避の指示を行うこととされている。

【避難の指示の内容】

例1 「〇〇」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時避難すること。

例2 「〇〇」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

5 退避の指示に伴う措置等

- ① 町長は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も指示と同様に伝達等を行う。

- ② 町長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知等を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

6 応急公用負担等（法第113条）

- (1) 町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において緊急の必要があると認めたときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら次に掲げる措置を講ずる。

警察官は、町長若しくは知事による応急公用負担等の措置を待ついとまがないと認めるとき、又は要請があったときは、次に掲げる措置を講ずる。

町長(町職員を含む。)、知事(県職員を含む。)、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が、次に掲げる措置を講ずることとされている。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

- (2) 応急公用負担の手続き

町長若しくは知事又は警察官、海上保安官若しくは出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、(1)のア及びイの措置を行ったときは、速やかに、土地建物等の占有者等に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日、その他必要な事項を通知することとされている。

7 警戒区域の設定(法第114条)

- (1) 町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定するものとする。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域の設定を行い、直ちにその旨を町長に通知する。

警察官は、町長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又は要請があったときは、警戒区域の設定を行う。

町長(町職員を含む。)、知事(県職員を含む。)、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が、警戒区域の設定を行うこととされている。

なお、警戒区域の設定に関し、本計画に定めのないものについては、町地域防災計画第3章第14節「避難・救出計画」の例によるものとする。

- (2) 警戒区域の設定方法等

ア 警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

イ 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。

ウ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。

エ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員等を配置し、車両及び住民が立ち入らないように

必要な措置をとるものとする。

(3) 安全の確保等

ア 町長は、応急措置等を実施する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 町の職員及び消防職団員が応急措置等の実施に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 町長は、応急措置等を実施する町の要員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章を交付し、着用させる。

8 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法、その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動、救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除、軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄のもとで、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、消防相互応援協定等に基づく消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づ

き、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき又は消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の整備を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携の取れた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないよう国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② 町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

③ 被災地以外の町長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行なうなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

⑤ 町長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章を交付し着用させる。

第7章 情報の収集・提供

1 被災情報の収集・提供

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるなど、必要な体制を整えるものとする。

(2) 被災情報の収集及び報告（法第126条・第127条第1、2号）

① 町は、電話、町防災行政無線、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

② 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

③ 町は、被災情報を収集した際には、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

④ 町は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定められた様式にしたがい、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

2 安否情報の収集・提供（法第94条）

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案のうえ、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

(1) 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報を以下のとおり収集し、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書様式により知事へ報告する。

【収集・報告すべき情報】（令第23条・第24条）

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名（フリガナ）
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑤ 国籍
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（上記のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 負傷（疾病）の該当
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ 現在の居所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ 親族・同居者への回答の希望
- ⑫ 知人への回答の希望
- ⑬ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑥に加えて）

- ⑭ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑮ 遺体の安置されている場所
- ⑯ 連絡先その他必要情報
- ⑰ ①～⑥及び⑭～⑯を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

(2) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

町長は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(3) 安否情報の収集及び提供

町長による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、町が平時から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、町長は、あらかじめ把握してある医療機関、学校、大規模事業所等、安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(4) 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の覚知によっては認識することの

できない方式で作られる記録を含む。)を、安否情報システム等により県に送付する。

ただし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールその他の方法により報告することとし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

(5) 安否情報の照会に対する回答

ア 安否情報の照会の受付

- ① 町は、町対策本部を設置すると同時に安否情報の照会窓口を設置し、その電話番号及びFAX番号、メールアドレスについて、住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

イ 安否情報の回答（法第95条第1項）

- ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会に対する回答が、不当な目的に使用されるおそれがないと認めたときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令第4条に規定する様式第5号により回答する。
- ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

ウ 個人の情報の保護への配慮（法第95条第2項）

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

(6) 日本赤十字社に対する協力（法第96条）

町は、日本赤十字社岩手県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前項と同様に個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 その他の措置

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域に対して、県と連携し医師等、保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 感染症予防対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

なお、感染症予防措置の実施に関し、本計画に定めのないものについては、町地域防災計画第3章第19節「感染症予防計画」の例によるものとする。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の発生を防止するため、県等と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、町栄養士等からなる栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(5) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策

町は、被災者及び避難先地域の住民に対して、精神科医や保健師等の医療関係者及び関係団体の協力を得て、PTSD対策やメンタルケアに努める。

特に、町教育委員会及び県教育委員会と協力して、子どもたちのカウンセリングなどを集中的に行うよう努める。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（法第124条関係）

① 町長は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 町長は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が、特例基準に適合しない

廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更、その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準にしたがうよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

① 町は、町地域防災計画第3章第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）、「岩手県循環型社会形成推進計画」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合においては、県に他の市町村による応援等についての要請を行う。

(3) し尿処理対策

町は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧を実施する。

また、収集運搬車両を確保して、円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることのないよう努める。

3 動物の保護等に関する配慮

町は、国（環境省、農林水産省）の示す、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、関係機関と連携協力を図りながら、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

(1) 危険動物等の逸走対策

町は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、あらかじめ整備する連絡体制や役割分担、協力体制に基づいて、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図り、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。

(2) 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

① 町は、県と協力し、武力攻撃事態等において、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護に関する支援や、負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、相談・助言等の必要な措置を実施する。

② 町は、県と協力し、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、必要な措置を実施する。

(3) 家畜の避難対策

家畜の保護等に関しては、大槌町地域防災計画第3章第24節「農畜産物応急対策計画」の例により、県、その他の関係機関と連携し、必要な措置を講じる。

第9章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、県と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図るものであり、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定（法第129条）

- (1) 町長は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。
- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
 - ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

【主な生活関連物資等の例】

区 分	
生活必需物資	飲料水
	飲料水、清涼飲料水
	食 品
	パン類、小麦粉、米、野菜、鮮魚、食肉、鶏卵、牛乳、みそ、醤油、食用油、砂糖、塩、インスタント食品
生活必需品	寝具、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、食器、バケツ、ガスコンロ、洗剤、マッチ、ローソク、懐中電灯、傘、雨合羽、ズック靴、プロパンガス、灯油、軽油、重油、ガソリン、紙おむつ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー
	緊急医薬品
災害復旧資材	亜鉛鉄板、ブリキ版、ベニヤ板、鉄線、釘、ロープ、セメント、コンクリートブロック、瓦、煉瓦、板ガラス
災害復旧用資材	ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち、のこぎり
防災業務用薬剤	化学消火剤、油処理剤、その他これに類するもの
事業用資材	石油、石炭等の原材料、燃料 その他の事業用資材のうち特に必要と認めるもの

- (2) 町長は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる国からの委任を受けた措置を実施する。
- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

町は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下この項目において「特定物資」という。）を指定した場合は、町内の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び町内の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）
 - イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）
 - ウ 売渡しの指示にしたがわなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）
 - エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）
 - オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）
- ② 国民生活安定緊急措置法に係る措置
- 町は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下この項目において「指定物資」という。）を指定した場合は、町内の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び町内の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。
- ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示にしたがわない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
 - イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なくしたとわなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
 - ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 相談窓口の設置

町は、被災者や住民からの相談、問い合わせ、要望等に的確かつ迅速に応えるため、被災者総合相談窓口を設置し、情報提供及び相談業務の一元化を図る。

なお、生活相談に関し、本計画に定めのないものについては、大槌町地域防災計画第4章第2節「生活の安定確保計画」の例によるものとする。

(2) 被災児童生徒等に対する教育

町及び町教育委員会は、県及び県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じて、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携して行うものとする。

(3) 公的徴収金の減免等（法第162条第2項）

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(4) 就労状況の把握と雇用の確保

町は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、避難住民や町の実情に応じた雇用確保等に努める。

(5) 生活再建資金の融資等（法第132条関係）

町は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等による対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に相談窓口を開設し、当該窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

なお、被災者への資金等の貸付、中小企業への融資、農林漁業関係者への融資に関し、本計画に定めのないものについては、大槌町地域防災計画第4章第2節「生活の安定確保計画」の例によるものとする。

3 生活基盤等の確保

○ 県及び町による生活基盤等の確保

- ① 町は、管理する上下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、整備点検を行い、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備を図るなど、武力攻撃事態等においても飲料水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

なお、災害によるライフライン施設の安全対策に関し、本計画に定めのないものについては、大槌町地域防災計画第15節「ライフライン施設等安全確保計画」の例によるものとする。

- ② 町が管理する河川及び道路について、施設の状況確認、安全の確保等を行い、当該施設を適切に管理するものとする。

なお、災害時における交通機能の確保に関し、本計画に定めのないものについては、大槌町地域防災計画第2章第14節「交通施設安全確保計画」の例によるものとする。

第10章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの特殊標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

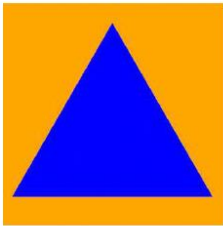
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

(3) 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

表面	裏面												
 (オレンジ色地 青の正三角形)	<table border="1"><tr><td>身長/Height _ _ _ _</td><td>眼の色/Eyes _ _ _ _</td><td>頭髪の色/Hair _ _ _</td></tr><tr><td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type</td></tr><tr><td colspan="3">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td></tr><tr><td>印章/Stamp</td><td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td></tr></table>	身長/Height _ _ _ _	眼の色/Eyes _ _ _ _	頭髪の色/Hair _ _ _	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height _ _ _ _	眼の色/Eyes _ _ _ _	頭髪の色/Hair _ _ _											
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type													
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER													
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder												
(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白) 身 分 証 明 書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name _ _ _ _ _ 生年月日/Date of birth _ _ _ _ _ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _ _ _ _ _ 交付等の年月日/Date of issue _ _ _ _ _ 証明書番号/No. of card _ _ _ _ _ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _ _ _ _ _ 有効期間の満了日/Date of expiry _ _ _ _ _													

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

2 特殊標章等の交付及び管理（法第158条関係）

(1) 以下に掲げる者は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させるものとする。

① 町長

- 町の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- 国民保護措置に係る職務を行う町の消防団長及び消防団員

- 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- 国民保護措置に係る職務を行うその所轄の消防職員
- 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- 国民保護措置に係る職務を行うその所管の水防団長及び水防団員
- 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

- (2) 町長は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

3 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他の関係機関と協力しつつ、特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

- 1 町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧のための必要な事項について、以下のとおり定める。

なお、公共土木施設に係る応急措置及び応急復旧に関し、本計画に定めのないものについては、大槌町地域防災計画第3章第25節「公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画」の、災害応急対策の実施の障害となっている障害物の除去については、大槌町地域防災計画第3章第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」の例によるところとする。

- 2 町が管理する輸送施設の応急の復旧

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理する道路、漁港施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去等、輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧（法第141条）

町は、武力攻撃事態等の終了後において、復旧の対象となる施設の被害の状況、財政状況等を踏まえつつ、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置、その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされていることから、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

なお、復興計画の作成に関し、本計画に定めのないものについては、大槌町地域防災計画第4章第3節「復興計画の作成」の例によるところとする。

2 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

なお、公共施設等の災害復旧計画に関し、本計画に定めのないものについては、大槌町地域防災計画第4章第1節「公共施設等の災害復旧計画」の例によるところとする。

3 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記、その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第3章 財政上の措置等

1 国民保護措置に要した費用の支弁

(1) 国に対する負担金の請求方法（法第168条関係）

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を確認できる書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償（法第159条第1項）

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令第40条に定める手続等にしがたい、補償を行う。

(2) 損害補償（法第160条関係）

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令第44条に定める手続等にしがたい損害補償を行う。

【要請を受けて国民が協力した場合】

- ① 避難住民の誘導に必要な援助について協力（法第70条）
- ② 救援に必要な援助について協力（法第80条）
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助について協力（法115条）
- ④ 保健衛生の確保に必要な援助について協力（法第123条）

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法第161条関係）

町は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きにしがたい、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下の

とおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事（法第81条第2項）	町民課 健康福祉課
	特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項）	産業振興課
	土地等の使用に関する事（法第82条）	税務課
	応急公用負担に関する事（法第113条第1項、第5項）	企画財政課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの（法第70条第1項、第3項、 第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項）	総務課
不服申立てに関する事（法第6条、第175条）		総務課
訴訟に関する事（法第6条、第175条）		総務課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。